



令和 6 年 10 月 30 日

坂戸市議会議長 様

会 派 名 さかど新政会
代表者名 飯田 恵

実 施 報 告 書

下記のとおり、調査研究等を実施したので報告します。

記

- 1 期 日 令和 6 年 10 月 1 日 (火) 午前 9 時 58 分～午後 零 時 05 分
2 参加者氏名

飯田 恵	猪俣直行	吉原正洋	鏑木幸代

- 3 調査研究等の行き先及び内容

行き先	内 容
坂戸市役所 3 階 全員協議会室	坂戸市議会議員研修会 「議員の役割と権限について」

- 4 概要
別添のとおり

坂戸市議会議員研修会実施報告

- 1 日 時 令和6年10月1日（火）午前9時58分～午後零時05分
- 2 場 所 坂戸市役所 3階 全員協議会室
- 3 内 容 「議員の役割と権限について」
(株)廣瀬行政研究所 代表取締役 廣瀬 和彦 氏

4 内容についての概要

本会派は、前記内容について、議員研修会に出席し、講師から説明を受けた。
説明及び主な質疑は次のとおりである。

(1) 議員の役割（概略）について

- ①地方議員は、住民の直接選挙によって選ばれた地方公共団体における住民全体の代表者であること。
- ②地方議員は特別職の公務員であって地方公共団体全体の奉仕者であること。

【憲法15条2項】

- ③すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。

(2) 主な議員の役割について

- ①住民の利害調整を図りながら、問題・課題を把握・分析・解決策を考える。
- ②多様な民意を執行機関に伝える。
- ③個別の利益の実現を図るため、行政に不当に介入し、公正な執行をゆがめるようなことは許されない。

(3) 先例・議運申し合わせを遵守することについて

先例等の必要性は、多様な事案に適切に対処し、議会の運営を円滑に行うためには、法律等だけでは十分ではないためである。

(4) 先例等の効力と取扱いについて

ア 法的効力

先例等には法的効力はないので先例等に反することが直ちに違法になるとは限らない。

イ 事実上の取扱い

議会において事例が積み重ねられ、慣行となり、尊重されるので事実上法令等に準じる効力を持つ。先例・申し合わせが重要視される傾向がある。

先例等は絶対的なものではないため、改選後最初の全員協議会等で確認する。

(5) 議員の調査権について

議員個人として所属する地方公共団体や第三者等に対する法律で保障された調査権は存在しない。議員としての調査権はあくまで事実上のものである。

(6) 議員の資料要求権について

ア 理論

議員が執行機関に対し資料を要求する権利は法律上規定されていない。そのため執行機関は議員の資料要求に応じるかどうかは任意であり、応じなくても罰則規定はない。

イ 実務

議員から資料要求に応じない場合、議案の審議で嫌がらせを受ける恐れがあるため資料要求に応じざるを得ない。

(7) 議会と職員との関係性について

ア 議長と議会事務局職員

地方自治法 138 条 5 項及び 7 項により議長は議会事務局職員の任免権及び指揮命令権を有するので、上司部下の関係にある。

イ 議員と議会事務局職員

法的に上司部下の関係はなし。議員の指揮命令・調査依頼に応じる法的な義務はなし。

ウ 議員と執行機関職員について

法的に上司部下の関係はなし。執行機関職員の任命権は長であり、長の指揮命令権に従えばよい。

(8) 主なハラスメントの類型について

・パワーハラスメント

- ①優越的な関係を背景とした言動。
 - ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの。
 - ③労働者の就業環境が害されるもの。
- 以上の 3 つの全ての要素を満たすものをいう。

・セクシャルハラスメント

「労働者」の意に反する「性的な言動」により、労働者が労働条件について不利益を受けたり、就業環境が害されることをいう。

小松島市議議会ハラスメントアンケート調査結果を事例として学んだ。

(9) 議案提出・修正権（議案の種類）

議会が議決権等の権限を行使するに当たっては、その前提として長又は議員による提案行為である議案の提案行為が必要である。

ア 団体意思決定議案（予算等）

議会の議決が直ちに当該普通地方公共団体の意思として成立するもの（例）条

例・予算・契約・訴えの提起

イ 機関意思決定議案（議会のみ等）

議会の議決が単に議会そのものの意思を決定するにとどまるもの（例）意見書

ウ 長の事務執行の前提としての議案

長がその権限に属する事務を執行するに当たり、その前提として議会の議決を要することとされているもの（例）副市町村長の選任の同意

（１０）議案の提出権者

ア 団体意思決定議案

例：条例（予算は除外） 提案者：議員・長

イ 機関意思決定議案

例：意見書・決議 提案者：議員のみ

ウ 長の事務執行の前提としての議案

例：副市町村長同意議案 提案者：長のみ

（１１）団体意思決定議案の提案権における留意点

予算については議員に提案権はない。予算に非常に密接に関連性のある特別会計設置条例や基金設置条例の提案権も議員には認められていない。

条例でも予算については認められていない。

（１２）議案の提出要件

２名以上（本人含む）であること。

（１３）議案の提出者・賛成者における留意点

出席停止議員は、提出者・賛成者になれない。

（１４）修正の動議の提出要件

団体意思決定議案に対する修正の動議

２名以上（本人＋１名で可能）討論前までに提出を行う。

予算においては注意が必要である。

（１５）予算の修正における留意点

予算の増額修正については、地方自治法９７条２項で、長の予算の提出の権限を侵すことはできないと規定。

一事不再議は適用にならない。

一事不再議については、坂戸市議会会議規則第１５条に規定あり。同議会で一事不再議とは、議会で議決された事件について、同一会期中に再び提出することはできないこと。

（１６）不穏当・不規則発言とは

ア 不穏当発言

良識を有する者が発言しない発言

イ 不規則発言

議長の許可に基づかない発言（ヤジ等）

議長が発言の取消しを求めることができる。

その場合、議事録に載らない。

ただし原本には全て記載。配布用は訂正済みのものとなる。

(17) 不穏当発言の判断は自治体により様々である。

(18) 不穏当発言の該当基準

①無礼な発言

②他人の私生活にわたる発言

③発言の根拠が不明確である発言や事実と異なる発言

④基本的人権を侵害する発言 (LGBT 等)

(19) 不穏当発言に対する取扱い

発言の取消しが認められても地方自治法等に反する責任は残る。

議長の許可により発言の訂正として処理される。

趣旨が違う場合は取り消してから再度発言する。

(20) 発言の種類①

議員は発言に当たり標準市議会会議規則 51 条 1 項によりあらかじめ議長に伝える通告制が採用。議長の許可を得て発言する必要がある。

本会議の質疑では意見を言えないが委員会は意見を言う事は可能である。

(21) 発言の種類②

議事進行上の発言とは、議長に対し質疑や注意をしたり、または希望を述べるための発言をいう。

(22) 質問テーマの選定における留意点

ア 質問のテーマ探し

・公約に関するもの

・住民等からの相談・陳情等

イ テーマの確実性

認識しているものであるかどうか。

(23) 7つの効果的な一般質問手法

①類似団体等で行われた政策

②後日におけるフォローアップ

③どのくらいの予算規模で期間をどのくらいで行うかを具体的に提言

④どの施策を削除又は縮小し、予算措置をどのようにするのか具体的に提案

⑤自分が行う一般質問に対する過去の執行機関の答弁と比較

⑥行政評価を取り入れながら問題点を指摘

⑦基本構想・基本計画等との整合性を確認する

(24) 質問と質疑の相違

ア 質問は原則定例会でのみ行うことが可能

イ 質疑は議題となった案件を対象とし、疑問点だけしか述べることができない

(25) 質問の範囲

質問の範囲は、標準市議会会議規則 62 条・町村会議規則 61 条のとおり、市（町村）の一般事務の範囲に限って行うことができる。

(26) 審査申立権・出訴権

議会の決定による議員の資格の有無に対する異議の申立権、議員の決定による選挙の投票の効力に関する異議の申立権は、申立期間は決定のあった日から 21 日以内、出訴期間は裁決のあった日から 21 日以内である。

(27) 表決権と棄権の捉え方

議決は表決によって得られた議会の意思決定を指すもので、可決・否決・修正可決を含む。

(28) 修正案における表決留意点

修正案に賛成した議員は残りの原案に賛成する責務がある。残りの原案に反対であれば修正案を提出すべき。

(29) 請願紹介権の制約と問題

①意義

紹介するのが請願紹介権である。請願は請願紹介議員及び標準市議会会議規則 139 条で規定された要件を満たしたものが請願として取り扱われる。

②請願紹介議員の要件

1 名以上が請願に対し賛意を表したものである必要がある。

(30) 質疑応答

研修時間が超過したため省略した。

5 感想・所見

研修時間が非常に短く感じた廣瀬和彦先生の研修であった。

今回は新人議員が多いということから、「議員の役割と権限について」という基本的な内容が取り上げられた。事例を挙げながらわかりやすく御説明していただいた。

前半のハラスメントに関する部分では、議員として、また人として特に気をつけるべきことを学んだ。後半の議員の権限については、新人議員としての基本をしっかりと学ぶことができた。今後の活動において、どのように対応していくべきか非常に参考になった。



令和 6 年 11 月 8 日

坂戸市議会議長 様

会 派 名 さかど新政会

代表者名 飯田 恵

実 施 報 告 書

下記のとおり、調査研究等を実施したので報告します。

記

1 期 日 令和 6 年 10 月 8 日 (火) ～ 令和 6 年 10 月 10 日 (木)

2 参加者氏名

飯田 恵	猪俣 直行	吉原 正洋	鏑木 幸代

3 調査研究等の行き先及び内容

行き先	内 容
トーサイクラシック ホール岩手 岩手県 盛岡市内丸 13-1	第 19 回全国市議会議長会研究フォーラム テーマ「主権者教育の新たな展開」

4 概要

別添のとおり

第 19 回全国市議会議長会研究フォーラム報告

1 日 時 令和 6 年 10 月 9 日 (水) 13 時 00 分～16 時 30 分
令和 6 年 10 月 10 日 (木) 9 時 00 分～11 時 00 分

2 行 先 トーサイクラシックホール岩手 (岩手県民会館)

3 内 容 主権者教育の新たな展開

4 内容についての概要

1 日目 基調講演中止。

「菅 義偉」元内閣総理大臣から、「人口減少社会における地域の未来図」をテーマに、基調講演を予定していたが、国会日程の関係でビデオメッセージへ変更。

パネルディスカッション「地方議会の課題と主権者教育」

【コーディネーター】

井柳 美紀 氏 静岡大学人文社会科学部法学科教授

【パネリスト】

① 土山 希美枝 氏 法政大学法学部教授

② 越智 大貴 氏 一般社団法人 WONDER EDUCATION 代表理事

③ 渡辺 嘉久 氏 読売新聞東京本社教育ネットワーク事務局

④ 遠藤 政幸 氏 盛岡市議会議長

コーディネーターから「主権者教育の新たな展開」として主権者教育を一層推進することが必要であり、議会自らが主体的に主権者教育に取り組む事例が広がっていると発言があった。教育基本法の「政治的教育」について昭和 44 年の通知で「教師の個人的な見解や主義主張がはいりこむおそれがあるので、慎重に取り扱うこと」としていたものが、平成 27 年の通知では「現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が国民投票の投票権や選挙権を有する者として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うことが重要」と変化してきたことを紹介しつつ、主権者教育の展開が必要な時期となっていると問題を提起した。

土山氏から『誰がための主権者教育』をテーマに、主権者教育の主体は学校、教育委員会であり、議会はその主体や学生とどう連携するかであるから、「議会」が「主権者教育」していると称するのをやめませんかと発言があった。各地で取り組まれている「高校生議会」での議員との直接の語らいは学生の刺激となることは認めても、高

校生議会の感想を朗読してもらい、大人の側からのコメントで締めくくるのでは、教
え育てることにはならない。学校側の「議会」を使った教育プログラムの存在、議会
側は高校生を若き市民(有権者)として受け止め、その声をどう政策に活かすかなど、
関係者の真摯な取組が欠かせないと語った。

越智氏からは「若者の政治・社会への意識から考える主権者教育の必要性」をテー
マに、キッズニア風こどもによるまちの運営、こどもワークショップ、こども議会な
ど 13 年間の主権者教育の取組の紹介があった。

渡辺氏からは、高校生にインタビュー時、「政治のことを知らないので、間違っ
てはいけないから、投票に行けない」との声があったと報告。若者に「政治」は「未来」、
「政治とつながる、政治を考える」ことは「自分の未来を創造する」ことになると思
えていくことが大切と話した。

遠藤氏は「盛岡市議会の取組」を紹介した。議会では、高校生議회를平成 29 年 7
月に初めて開催、令和 4 年までで 4 回開催、盛岡地域の大学に議員が出かけて学生
と意見交換を行う「もりおか mirai(みらい) おでかけミーティング」を平成 30 年、
令和 4 年と開催したそう。高校生議会に参加した高校生からは、市政に関心を持
った、議会の役割が理解できた等の声が寄せられた。

2 日目 課題討議 「主権者教育の取組報告」

【コーディネーター】

河村 和徳 氏 東北大学大学院情報科学研究科准教授

【事例報告者】

白鳥 敏明 氏 伊那市議会前議長

諸岡 覚 氏 四日市市議会議員 (第 83 代議長)

服部 香代 氏 山鹿市議会議長

最初にコーディネーターの河村氏から、主権者教育の理想と現実の指摘があった。

理想は、主権者教育は、基本的にシチズンシップ教育であるべき、地域社会の社会的課題を自ら認識し、経験を含めた形で社会を改善していく力を養うべき、社会には多様な意見があり、多様な意見があることを理解する。現実には知識の享受(制度の理解)が中心、正解を教えようとする投票者重視(模擬投票)の教育、実施主体(教育委員会、選挙管理委員会等)の連携の不十分さ、などの問題を抱えていることが報告された。

5 感想・所見

基調講演の中止は非常に残念であった。菅義偉元首相からのビデオメッセージが終わると、会場からため息がもれた。その後のパネルディスカッションでは、「地方議会の課題と主権者教育」というテーマで、コーディネーターと 4 人のパネリストがそれぞれの

視点から語り、大変興味深い内容であった。

特に印象に残ったのは、四日市市の高校生議会の取組である。彼らは「テーマごとに委員会に分かれ意見交換を行い、本会議場で意見書の採択を行う」というプロセスを通じて、実践的な主権者教育を行っている。コーディネーターが主権者教育の理想として整理した、地域社会の社会的課題を自ら認識し、経験を通じて社会を改善する力を養うことの重要性が強調された。

また、小学生向けの山鹿市のシチズンシップ教室も興味深い取組である。市民ボランティアの協力を得ることで、大人にも効果が波及している点が評価される。

今後、坂戸市としても学生からの要望を聴ける体制を整え、政治と暮らしが密接に関連していること、政治を諦めない姿勢を伝えていきたいと考えている。そして、選挙の意義や投票の重要性を伝え、自分の選択が社会に与える影響の大切さを理解してもらうことが、議員のなり手不足を解消する一助となると強く感じている。



令和6年11月15日

坂戸市議会議長 様

会 派 名 さかど新政会

代表者名 飯田 恵

実 施 報 告 書

下記のとおり、調査研究等を実施したので報告します。

記

1 期 日 令和6年10月16日（水）～ 令和6年10月18日（金）

2 参加者氏名

飯田 恵	猪俣 直行	吉原 正洋	鏑木 幸代

3 調査研究等の行き先及び内容

行き先	内 容
アクリエひめじ 兵庫県姫路市 紙屋町143-2	第86回全国都市問題会議

4 概要

別添のとおり

『第86回全国都市問題会議』レポート

1. 日 時 令和6年10月17日(木) 9時30分～16時30分
令和6年10月18日(金) 9時30分～11時50分
2. 行 先 姫路市：アクリエひめじ（姫路市文化コンベンションセンター）
3. テーマ 健康づくりとまちづくり
～市民の一生に寄り添う都市政策～
4. 日 程
第1日 10月17日(木)
 - 9:30 開会式
 - 9:50 基調講演 生命を捉えなおす一動的平衡の視点から—
生物学者・青山学院大学教授 福岡 伸一 氏
 - 11:00 主報告 市民の「LIFE」（命・暮らし・一生）を守り支える
姫路の健康づくりとまちづくり
兵庫県姫路市長 清元 秀泰 氏
 - 12:00 昼食
 - 13:10 一般報告 生き物から学ぶ健康なまちづくり
筑波大学システム情報系教授 谷口 守 氏
(休憩)
 - 14:30 一般報告 都市そのものを健康にするまちづくり
～ストレスを軽減し、リフレッシュできるまちへ～
千葉県流山市長 井崎 義治 氏
 - 15:30 一般報告 IT/AI の健康分野への適用例
～姫路市の健診データ解析と歌唱による誤嚥予防～
兵庫県立大学副学長 畑 豊 氏
 - 16:30 (終了)

第2日 10月18日(金)

9:30 パネルディスカッション

【テーマ】健康づくりとまちづくり～市民の一生に寄り添う都市政策～

【コーディネーター】 中央大学法学部教授 宮本 太郎 氏

【パネリスト】高岡病院児童精神科医 三木 崇弘 氏

NPO 法人日本栄養パトネット理事長 奥村 圭子 氏

長野県茅野市長 今井 敦 氏

大阪府泉大津市長 南出 賢一 氏

11:50 閉会式

5. 内容についての概要

健康づくりとまちづくり～市民の一生に寄り添う都市政策～をテーマに1,762名の参加者を得て開催された。

1日目は、主催者を代表して全国市長会会長 広島県広島市長の松井 一實 氏の挨拶にはじまり、開催市市長 兵庫県 姫路市長 清元 秀泰 氏の挨拶に続き、青山学院大学教授の福岡 伸一氏の基調講演の後、開催市の清元 秀泰市長が市民の「LIFE」(命・くらし・一生)を守り支える姫路の健康づくりとまちづくりと題し主報告を行った。

福岡 伸一 氏の基調講演では、生命を捉えなおす観点から、私たちの生命は、絶えず細胞が入れ替わる。また、動的平衡の生命観は、私たちの身体が絶えず変化しつつ、それでいて柔軟で、適応している。

清元 秀泰市長の主報告では、健康とは、少子高齢化が進む社会においては、1人1人の状況に応じた多様な社会参加ができる環境整備を進めることが必要であり、その前提となるのが「健康」である。また、単に長寿であるだけでなく、健康寿命を延伸させることも重要である。

健康がまちの活力を生み出すには地域の活動や就労を通じて、社会の一員として活躍することで、人と人、人と地域のつながりが生まれ、生きがいの創出や地域経済の活性化などが期待できる。

谷口 守 氏の一般報告では、生き物から学ぶ健康なまちづくりは、都市を生き物に例えると、すなわち現代の都市が生活習慣病に患していると具体的に説明することが有効であると話された。

例えば、生命を支えるのは体中に張り巡らされた血液とその流れを導く血管のネットワークである。都市に置き換えると交通網に例えられる。各所で渋滞が発生し、一方で公共機関の撤退などもある。各市町村の行政区域だけで都市計画を進めるのではなく、

地域で連携を保ちながら都市計画を進めるのも大事であると思われる。

都市そのものを健康にするまちづくり。流山市の井崎 義治 市長の一般報告では、我が国の人口減少が加速する中、不動産市場での需要減と供給過多によって全国で空き家が急増している。その状態を乗り越えるためには量より質の「緑豊かな良質な住環境・快適な都市環境」の実現が不可欠と考えたと話された。

流山市では、流山市健康都市プログラムを策定し、健康にかかわる事業を5つの分野に分け、多岐にわたり展開している。

1. 子育て環境の充実・長寿社会対応のまちづくり
2. 緑の回復・保全と安心・安全のまちづくり
3. 地域の豊かな文化とスポーツを楽しめるまちづくり
4. 心と体を健やかに育むまちづくり
5. 安全で健やかな食生活を楽しめるまちづくり

駅前送迎保育ステーション・グリーンチェーン制度と認定制度の推進。

駅前送迎保育ステーションとは、都心に働きに出る市民が安心して子育てができる環境を目指すシステムである。

グリーンチェーン制度と認定制度は、土地の1区画を広く開発で失った緑を少しでも回復するため、土地所有者、開発事業者、購入者（住民）それぞれを担い手としながら、Win・Winの関係性の実現に工夫した。

それによりグリーンチェーン認定物件のブランドを高め、多く環境価値を高めることにより、市民にとっても来訪される市外の方にとっても、ストレスを軽減し、リフレッシュできる健康都市の重要な都市政策となっている。

IT/AI の健康分野への適用例と題して兵庫県立大学副学長の畑 豊 氏の一般報告では、ITを使った様々な検査解析を行い、よりわかりやすい健康の値を数値化した講義が行われ、AIによる技術の進歩でよりわかりやすい検査方法を取り入れていくとの報告があった。

2日目は、中央大学法学部教授 宮本 太郎 氏をコーディネーターとして、高岡病院児童精神科医 三木 崇弘 氏、NPO 法人日本栄養パトネット理事長 奥村 圭子 氏、長野県茅野市長 今井 敦 氏及び大阪府泉大津市長 南出 賢一 氏によるパネルディスカッションが行われた。

宮本 太郎教授の健康の定義からはじまり、ライフサイクルを通しての健康づくり、デジタルも活用した医療・ケアの連携、健康づくりからまちづくりへと変化していく。健康問題は市民誰もが当事者で、誰もが関心を高めるテーマである。そして、市民1人1人が主体になり、市民がまちの将来、働き方やライフスタイルを見直していくきっかけになると思われると話された。

精神科医の三木 崇弘 氏は、心理社会面から見た、子どもの健康と題して現在各市町村が抱えている少子高齢化問題がワードとして登場した。ではなぜ子どもが気になるかということ、30年後を支えるのは現在の子どもたちであるからだ。子どもたちの心理社会面に目を向けると、子どもの数が減っているにもかかわらず不登校の子どもは年々増加しており、発達障がい診断数も上昇の一途をたどっている。では、大人も子どもも安心して暮らすまちにするためには、どうすれば良いのか。そして、我々の生活における関係性や暮らしはどうなっていくのか。まず思い浮かぶのは、人付き合いが狭く深くから広く浅くに変わってきているということだ。近所にどんな人が住んでいるのかわからないなど、現在では、地域のコミュニティが希薄になってきている。また、その地域に暮らしていて安心感があるのだろうか。自分がそこにいて安全・安心だと思えることも重要な点と考える。

主に子どもにおける心理社会面の健康を、人とのつながりとの視点からみて安心して暮らせる素敵なまちづくりに貢献していけたらと考える。

食を切り口とした栄養パトロール事業と題して日本栄養パトネット理事長の奥村 圭子 氏は、食を通して栄養をとり、健康面で数々の市町村を支え、今後もまちの健康の実現へ向けて取組をしていくと話された。

今井 敦 茅野市長は、健康高原都市・茅野の構築と題して茅野市の歴史的背景や地域性と親和性の高い健康をテーマとして据えるとともに、この地域に古くから息づいてきた、地縁や血縁などに基づく、多くの人の手による支え合い、助け合いの「結」(ゆい)に焦点を当てた未来型「ゆい」の創造の構想、“誰もが健康で働き続けるために”(人の健康)、“私たちの暮らしがいつまでも安全で便利であるために”(社会インフラの健康)、“自分のデータを安全に社会の発展に役立てるために”(データの健康)をもとに、人口減少・超高齢化が進展する中、「若者に選ばれるまち」を目指して果敢に課題解決の取組

を進めることにより、多くの成功事例が生み出され、必ずや、それがロールモデルとなり、全国の自治体につながっていくと信じている。そして、そのことが全国の自治体がお互いに成功事例を共有し合うような好循環が生み出されることにつながると話された。

南出 賢一 泉大津市長は、身体機能や能力、技術、才能など広く健康を「アビリティ」と捉え、市民1人1人の身体能力が整う、能力、才能などが伸びる、人やまちの免疫力を高めるまちづくり「アビリティタウン構想」を掲げ、健康、環境、教育の分野を中心に課題の本質にアプローチする取組を推進している。健康状態の見える化では、運動機能、血管年齢、健康チェックを常設・定期・出張の3パターンで実施している。また、食育の推進を図る意味でも有機米オーガニック食材などの提供もされている。健康とは何かを考えると、現代医療以外の選択肢や、食と食を育む自然の大切さや社会情勢が大きく変化する中、健康の分野だけでなく、あらゆる分野における課題にアプローチする取組が求められていると考える。泉大津市では、今後も「官民連携」、「市民共創」を掲げ、幸福度の向上と未来の指針となる取組を育んでいく考えを述べられた。

6. 感想・所見

大変有意義な2日間であった。「健康づくりとまちづくり～市民の一生に寄り添う都市政策～」というテーマにふさわしく、健康をあらゆる角度（学識経験者等）の意見から専門知識を持った先生方の講義を受けて健康ということの意義について改めて考えさせられた。また、生命の仕組みの新たな考え方を学んだ機会でもあった。日々の生活を送る中で自然と健康になれるよう社会循環を構築していくことが重要なことだと感じた。

特に流山市の井崎 義治 市長の駅前送迎保育ステーション・グリーンチェーン制度は、非常に子育てや環境に良い都市づくりは大変参考になった。また、今回のパネルディスカッションでは、筋書どおりではない意見交換が非常に醍醐味であった。そして、IT/AI を使った検査解析を行うことにより技術の進歩が健康につながり、各市の健康づくりとした、まちづくりにつながっていけばと思う。

そして、各自治体の様々な問題点も聞き、本市に照らし合わせて色々なことを考えさせられる機会であった。ほとんどの自治体が少子高齢者問題を抱え、また、不登校問題など大人の健康だけでなく子どもの健康、精神問題も含め非常に大事なことに気付かされる機会であった。今後は、この機会を議員として、坂戸市議会として、地域の皆様と協力し、意見を聞き、役立てていこうと強く感じた。